

(ケース1の例)

(親・外形対象法人)  
[資本金+資本剰余金]  
50億円超

持株比率100%

(子) 資本金1億円以下、  
[資本金+資本剰余金]  
2億円超

(ケース2の例)

親法人

持株比率100%

100%

(外形対象法人)  
[資本金+資本剰余金]  
50億円超

(外形対象法人)  
[資本金+資本剰余金]  
50億円超

持株比率70%

30%

資本金1億円以下、  
[資本金+資本剰余金]  
2億円超